

令和5年7月19日
相双地方振興局
生活環境部産業廃棄物課
生活環境部一般廃棄物課

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記2のとおり許可の取消しを行いましたのでお知らせします。

記

1 被処分者

- (1) 氏名 株式会社三宝（法人番号380001015777）
代表取締役 石原 悦子
- (2) 住所 福島県相馬郡飯舘村小宮字沼平551番地

2 処分の内容

- (1) 産業廃棄物最終処分場（第1・第2処分場）設置許可の取消し
根拠法令：法第15条の3第1項第2号
- (2) 産業廃棄物処分業許可の取消し
根拠法令：法第14条の3の2第1項第5号
- (3) 産業廃棄物焼却施設設置許可の取消し
根拠法令：法第15条の3第1項第1号
- (4) 一般廃棄物最終処分場設置許可の取消し
根拠法令：法第9条の2の2第1項第1号

3 処分の理由等

同社が設置する産業廃棄物最終処分場において、処理能力（埋立容量）を10%以上増大させて産業廃棄物を埋立処分する場合に必要な産業廃棄物処理施設変更許可を受けずに、処理能力の10%以上の量の本くずを埋立処分した。

また、当該違反行為に対する県からの再三にわたる改善指導にもかかわらず改善されていない。

これらの状況は、法に規定する許可取消要件に該当するため。

4 処分年月日

令和5年7月19日